

基本行政法〔第4版〕 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所（初刷）	修正後（2刷）
p 40	【設問1】 「財務省設置法 <u>3条</u> および4条 <u>17号</u> 」	→以下に修正 「財務省設置法 <u>3条1項・4条1項17号</u> 」
p 85	16行目 末尾 「である。」	→以下に修正 「である <u>（法律には条例を含む）</u> 。」
p 104	下から2行目 「別の章立てして」	→以下に修正 「別の章立て <u>に</u> して」
p 116	3行目 「処分について <u>と</u> られる」	→以下に修正 「処分について <u>執</u> られる」
p 145	下から2行目 (1)の見出し 「設問 <u>3</u> 」	→以下に修正 「設問 <u>4</u> 」
p 147	9行目 (2)の見出し 「設問 <u>3</u> 」	→以下に修正 「設問 <u>4</u> 」
p 182	8行目 「経済的自由を <u>放棄する</u> ことに」	→以下に修正 「経済的自由が <u>制限される</u> ことに」
p 346	コラム 10行目 「判例の定式（→ <u>276</u> 頁）」	→以下に修正 「判例の定式（→ <u>335</u> 頁）」

頁数	修正箇所（2刷）	修正後（3刷）
p 3	図のタイトル 「【法の <u>三</u> 大分野と憲法】」	→以下に修正 「【法の <u>3</u> 大分野と憲法】」

p 20	第9条1項の2行目 「……当該建築物の除却」	→以下に修正 「…… <u>相当の猶予期限を付けて、</u> 当該建築物の除却」
p 29	下から6行目 「建築基準法 65 条」	→以下に修正 「建築基準法 65 条 <u>(現 63 条)</u> 」
p 58	14 行目 「 <u>前提</u> とするもの」	→以下に修正 「 <u>前提として投下資金等に相応する効果を生じうる性質のもの</u> 」
p 85	17 行目～18 行目・20 行目 (3)の見出し 「国民の権利義務 <u>との関わり</u> 」	→以下に修正 「国民の権利義務の <u>形成・確定</u> 」
p 264	【設問3】下から2行目 「出訴期間 (<u>行訴法 14 条</u>)」	→以下に修正 「出訴期間 (<u>同法 133 条1 項</u>)」
p 265	下から3行目 「 <u>原則として</u> 取消訴訟は」	→以下に修正 「取消訴訟は」 ※「原則として」を削除
p 265 ～266	p 265 末尾～p 266 1 行目 「 <u>ただし、行訴法 14 条 1 項ただし書の「正当な理由」があることを主張することは考えられる</u> 」	→以下に修正 「 <u>なお、土地収用法 133 条 1 項は行訴法 14 条 1 項の特則として3月の不変期間を定める</u> 」
p 382	図の右側 下から2行目 「理由 B を <u>付記</u> 」	→以下に修正 「理由 B を <u>提示</u> 」